

# 多摩市における総合評価方式に関する

## ガイドライン

令和5年4月

## 1 趣旨・目的

多摩市における工事発注の多くは、従来からの設計、施工方式に基づき一定の範囲内の価格をもって入札した業者と契約する方式として、指名競争入札や一般競争入札としておりましたが、近年の「多摩市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン（平成17年11月）」を策定し、事業の実施にあたって業者の発注、想像力、技術力や課題解決方法と取組み体制及び経験等をもって業者選定する方法が導入されている。

総合評価方式は従来の価格による落札者の決定から、業者の技術力として施工能力や技術能力を加えることにより、品質の向上と技術開発の促進、効率的かつ経済的な効果が図られるため平成20年8月より総合評価落札方式を施行実施の後、平成24年4月より本格実施した。

## 2 適用範囲

総合評価落札方式による対象工事（以下「対象工事という。」）、は次のいずれかに該当する工事のうち、市長が総合評価落札方式による入札の執行が適当であると認めた工事とする。

- (1) 設計予定額が5,000万円以上の工事のうち、一般的な工事において技術的な工夫の余地があり、施行者の技術的能力が求められる工事
- (2) 技術的な工夫の余地が大きく、施工上の技術提案が求められる工事

## 3 総合評価落札方式審査会

総合評価落札方式による入札の実施に当たっては、多摩市総合評価落札方式審査会（以下「審査会」という。）の審査を経なければならない。審査会の開催に当たっては次の委員をもって組織する。また、発注所管課長等を必要に応じ委員長が委員として指名するものとする。

委員長 総務部総務契約課長

副委員長 企画政策部施設保全課長

委員 企画政策部財政課長 都市整備部道路交通課長 教育部教育振興課長

事務局 総務部総務契約課

- ① 次の場合には、2人以上の技術的な知識又は経験を有する者（以下「学識経験者」という。）に意見を聴かなければならない。
  - ・総合評価落札方式における落札者決定基準の策定に関するとき
  - ・総合評価落札方式における技術資料に関する審査及び評価に関するとき
- ② 学識経験者からの意見聴取の手法は、FAX又はメールを原則とする。
- ③ 学識経験者の選定にあたっては、2名の学識経験を基本とする。

#### 4 評価の方法

多摩市の総合評価落札方式は「特別簡易型」「簡易型」の2種類とし、種類の適用にあたっては、工事ごとにその内容に応じ、「審査会」にて検討し決定する。

入札・契約の手続きについては、現行の条件付一般競争入札制度を適用する。

##### ① 特別簡易型

特別簡易型の総合評価一般競争入札では、技術的な工夫の余地が小さく一般的な工事において施工計画等の評価を要件とせず、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価し落札者を決定する。

##### ② 簡易型

簡易型の総合評価一般競争入札では、技術的な工夫の余地があり、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画等において工事の内容の理解度、施工にあたっての工夫等の評価項目と入札価格を総合的に評価し落札者を決定する。

#### 5 落札候補者及び落札者の決定方法

総合評価方式では、入札額によって算出する「価格点」と品質確保のための「技術点」を加えて選定するため、以下の通りの手続きによる。

① 入札参加資格確認申請者（入札に参加しようとするもの者）に同種工事の施工実績や工事成績等の「評価項目」に関する技術資料の提出を求め、あらかじめ設定した「評価基準」に基づき配点した「技術評価点」に予定価格と入札価格を基礎として算出する「入札価格点」を加えて得られた得点が最も高い候補者を落札者とする。なお、共同企業体（JV）の「技術評価点」は「企業の技術力」は上位業者を採点し、「企業の信頼性・社会性」は、上位業者又は下位業者の評価合計点が高いいずれかの方を採点する。

② 総合評価落札方式において低入札調査制度を設けている場合、調査基準価格未満の入札価格で応札し、得点が一番高かった者に対しては低入札審査委員会にて調査し、落札者を決定する。

③ 総合評価落札方式において低入札調査制度を設けている場合、対象工事の予定価格算出の基礎となった費用にそれぞれ下記割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）のいずれかを下回った者は失格とする。

(1) 直接工事費の100分の75

(2) 共通仮設費の100分の70

(3) 現場管理費の100分の70

(4) 一般管理費の100分の30

なお、確認方法は、入札時に入札者より提出された内訳書に対し行うものとする。

④ 複数の候補者の得点が同値（落札候補者が複数）となった場合は、審査委員の立会いのもと候補者による「くじ引き」により落札者を決定する。

## 6 入札・契約手続きの流れ

総合評価方式による入札・契約手続きの概要は、次のとおりとする。

審査会による総合評価方式の決定及び評価項目・基準設定の審議

↓

学識経験者への意見聴取

↓

指名業者選定委員会にて契約方式及び評価項目・基準の決定

↓約2日間

条件付き一般競争入札制度の公告

↓約10日間

入札参加資格申請締切

↓約2日間

入札参加資格者決定及び発注図書の発送

↓約1週間

総合評価提出資料の締切・予定価格の公表

↓約2日間 ※技術者の変更は認められない。

入札参加資格者からの質問締切

↓約1週間

入札参加資格者への質問回答

↓約1週間

入札締切・開札

↓

学識経験者への意見聴取

↓

↓

審査会による最適受託候補者の決定

↓

指名業者選定委員会へ最適受託候補者の報告

↓

落札者決定

総合評価点の最も高い入札者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合

低入札価格調査（落札者決定前に行う）

※低入札価格調査を行う場合は、更に日数がかかります。

## 7 共同企業体に対する発注について

### ①共同企業体への発注工事

多摩市が発注する工事で、予定価格が土木・建築工事にあっては5億円以上、設備工事及びその他の工事にあっては1億5千万円以上の案件とする。

### ②条件付一般競争入札の場合（総合評価落札方式の場合も含む）

条件付一般競争入札参加希望者は、協定書により任意に共同企業体を結成し、入札参加資格の確認を受けるものとする。

### ③構成員の数及び出資割合

#### (1)一般工事の場合

20億円未満の工事については、2者を構成員とし、出資割合の最小限度基準を30%以上とする。

#### (2)大型工事の場合

20億円以上の工事については、3者を構成員とし、出資割合の最小限度基準を20%以上とする。